NEWSLETTER

個人情報保護・データ保護規制　各国法アップデート

個人情報保護・データ保護規制ニューズレター　　2024 年 5 月 15 日号

執筆者:
岩瀬 ひとみ
h.iwase@nishimura.com
菊地 浩之
h.kikuchi@nishimura.com
河合 優子
y.kawai@nishimura.com
村田 知信
to.murata@nishimura.com
五十嵐 チカ
c.igarashi@nishimura.com
松本 絢子
a.matsumoto@nishimura.com
菅 悠人
y.suga@nishimura.com

本ニューズレターでは、各国の個人情報保護・データ保護規制の主なアップデートのうち、2024 年 3 月及び 4 月のものを中心にご紹介する。

1. 日本

・ 2024 年 2 月 29 日、経済産業省は「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する意見募集の結果を公表すると共に、改訂後の同指針及び同ハンドブックを公表した。

・ 2024 年 3 月 11 日、経済産業省は「攻撃技術情報の取扱い・活用手引き」及び「秘密保持契約に盛り込むべき攻撃技術情報等の取扱いに関するモデル条文」を公表した。同手引きは、2023 年 11 月 22 日付「サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会最終報告書」の提言を補完する専門組織向けの手引書と位置づけられる。また、同モデル条文は、円滑な情報共有の促進に向けて、専門組織が非特定化加工済みの攻撃技術情報を共有したことに基づく法的責任を原則として負わないことをユーザー組織と事前に合意するための秘密保持契約に盛り込むべき条文案を示したものである。

・ 2024 年 3 月 14 日、総務省、警察庁及び経済産業省は、「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」を公表した。2023 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間における不正アクセス禁止法違反事件の認知・検挙状況、検挙事案の特徴等がまとめられている。

・ 2024 年 3 月 25 日、個人情報保護委員会は「クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点について（注意喚起）」を公表した。クラウドサービスの利用が個人データの取扱いの委託（又は本人の同意が必要な第三者提供）に該当するか否かの判断基準・考慮要素等が示されている。

・ 2024 年 4 月 1 日、改正個人情報保護法施行規則が施行された。今般の改正は、同規則第 7 条の定める報告対象事態を一部変更するものであり、同条第 3 号の「個人データ」には、個人情報取扱事業者が取

得し又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものも含まれることとなった。これに伴い、個人情報保護法ガイドライン（通則編）及び同ガイドラインに関する Q&A が更新されたほか、金融・医療・情報通信等の各分野のガイドライン等も更新された。

・ 2024 年 4 月 1 日、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（いわゆる改正次世代医療基盤法）が施行された。今般の改正では、医療分野の研究開発における有用性を高める観点から、匿名加工医療情報に加えて、仮名加工医療情報の利活用にかかる仕組みの整備等が行われている。関連するガイドライン及び Q&A も更新された。

・ 2024 年 4 月 19 日、経済産業省及び総務省は「AI 事業者ガイドライン（第 1.0 版）」及びその別添（付属資料）を公表した。同ガイドラインは、関連する既存のガイドラインを統合・アップデートしたものである。同別添には、個人情報を含むプロンプトを入力する際の留意点や、プライバシー保護のための具体的な手法例（プライバシー影響評価の実施等）が記載されている。

2. 米国

・ 2024 年 3 月 25 日、フロリダ州において未成年者のソーシャルメディアアカウントを制限する法律が成立した（2025 年 1 月 1 日施行予定）。同法は、フロリダ州の 14 歳未満の未成年者が一定のソーシャルメディアプラットフォームにアカウントを作成すること及び、14 歳又は 15 歳の未成年者が保護者の同意を得ずにかかるプラットフォームにアカウントを作成することを禁止するものである。また、ソーシャルメディア運営企業に対し、14 歳未満の未成年者のアカウント及び 14 歳又は 15 歳の未成年者に属するアカウントのうち親又は保護者の同意が得られていないアカウントについては、規制対象のソーシャルメディアプラットフォームにアカウントの停止を義務付け、またアカウント保有者又はその親若しくは保護者がアカウントを終了できることを規定している。なお、同様の州法を制定した複数の州のなかにはかかる州法が違法であると判断された州もある。

・ 2024 年 4 月 4 日、ケンタッキー州において包括的なプライバシー法（Act relating to consumer data privacy and making an appropriation therefor）が成立した（2026 年 1 月 1 日施行予定）。また、2024 年 4 月 17 日、ネブラスカ州においても包括的なプライバシー法（Nebraska Data Privacy Act）が成立した（2025 年 1 月 1 日施行予定）。いずれの州法も、他の州法と同様に、消費者に対し、個人データへのアクセス権や、個人データの削除権をはじめとする一定の権利を付与するほか、事業者等に対し、州内の消費者の個人データの管理又は処理に関して、プライバシーに関する通知や消費者の同意の取得、一定の場合のデータ保護アセスメント等の義務を課している。なお、いずれの州法も、消費者の提訴権（private rights of action）は規定されていない。これにより全米 50 州のうち 16 州において包括的なプライバシー法が成立したことになる。

・ 2024 年 4 月 7 日、連邦法としての新たなプライバシー法の草案（American Privacy Rights Act（”APRA”））が超党派の議員により示された。米国の連邦レベルでのプライバシー法案としては、2022 年 6 月に American Data Privacy and Protection Act（”ADPPA”）が公表され、上下両院に提出されたものの、同年の会期中には成立に至らなかった。APRA は ADPPA の内容を踏まえたものとされてい

る。APRA は、FTC 法（Federal Trade Commission Act）の適用を受ける事業者や連邦通信法（Communications Act）の第 2 編の適用を受けるキャリア事業者に適用され、また非営利の団体も原則として適用対象とされる。なお、年間の総売り上げやデータ処理数に応じて大規模データ保有事業者（large data holder）や小規模事業者（small business）に区別され、それぞれ異なる内容の規制を受ける部分もある。加えて、多大な影響力を有するソーシャルメディア運営者（high-impact social media companies）やデータブローカー（主として他の事業者から取得した個人情報の処理等により利益を得るもの）についての規定もある。APRA は、当該情報単体として若しくは他の情報と組み合わせることにより特定の個人やデバイスを識別可能な情報又は特定の個人やデバイスにリンクする情報に適用され、サービスの提供等のために必要な範囲の情報を適切な方法（目的等に照らして相応と認められる方法）により利用・処理すること等を規定する内容となっている。また、市場調査のために上記情報を処理・移転等する場合や、センシティブ情報（例えば、ヘルスデータや遺伝子情報、正確性を有する位置情報、17 歳未満の個人に関する情報等）を第三者に提供する場合等には、データ主体の同意が必要とされている。その他、適用対象事業者においては、データセキュリティオフィサーの任命やリスク評価・影響評価の実施等も求められている。

・ 2024 年 4 月 24 日、データブローカーに対して、米国に居住する個人のセンシティブデータを中国、ロシアその他敵対国に移転することを禁止する連邦法（Protecting Americans' Data from Foreign Adversaries Act of 2024）が成立した。なお、米国では、米国に対する脅威とみなされる国家によるセンシティブデータや連邦政府関連データの利用を制限する大統領令及び司法省による規則制定提案告示が同年 2 月に出されている。

3. 欧州

・ 2024 年 3 月 4 日、英国の情報コミッショナー事務局（ICO）は、生体データに関するガイダンスを公表したことを明らかにした。同ガイダンスは、生体認証システムの利用又はその利用を検討している企業及び係るシステムのプロバイダを主に対象としており、法的な要件とベストプラクティスの両方を概説している。

・ 2024 年 3 月 6 日、フランスのデータ保護当局（CNIL）は、遺伝子検査の販売に関するガイダンスを発表した。CNIL は、本人の同意があったとしても、娯楽目的での遺伝子検査の実施は禁止されており、したがって、インターネット上での遺伝子検査の購入や、医療・科学分野以外での遺伝子検査の実施は違法であることを明らかにした。

・ 2024 年 3 月 7 日、欧州司法裁判所は、欧州で使用されているユーザーの同意を管理するツールにおいて、エンドユーザーの同意の選択及び GDPR の透明性義務を記録するために生成されたコード（いわゆる TC String）は、エンドユーザーと結びつき得るため、個人データに該当するとの判決を下した。また、上記同意管理ツールを使用する広告業界団体が共同管理者に該当するとも判断している。

・ 2024 年 3 月 7 日、欧州連合は、デジタル市場法（DMA）の全面適用を開始した。同日以降、欧州委員会が指定したゲートキーパー6 社は、DMA 上の全ての義務を遵守しなければならない。

- 2024 年 3 月 7 日、欧州司法裁判所は、①自然人の前科に関するデータの口頭による開示も GDPR4 条 2 項における個人データの処理に含まれること、②ファイリングシステムの一部を構成するもの又は一部として構成することが意図されている場合には、GDPR 2 条 1 項における実体的適用範囲に含まれること、及び③裁判所が名簿で管理する個人の前科に関するデータは、開示請求者が営利企業であるか個人であるかにかかわらず、特定の情報を入手することに特別な利害があることを立証しない限り、開示することはできないとの判決事項を含む判決を下した。

- 2024 年 3 月 13 日、欧州議会は、AI 法（AI Act）を承認した。同法は、世界初の包括的な AI 規制であり、リスクベースで分類された AI システム毎に異なる義務を課している。官報掲載から 20 日後に発効し、発効から原則として 24 ヵ月後に適用が開始される。

- 2024 年 3 月 14 日、欧州司法裁判所は、①データ保護監督機関は、データ主体による GDPR17 条 1 項に基づく忘れられる権利の行使を待たずとも、GDPR58 条 2 項に基づき、管理者又は処理者に対して、違法に処理された個人データの削除を命じることができ、②同項 d 号及び g 号に基づく是正措置は、個人データがデータ主体から直接収集されたか否かによって区別されない、との判決事項を含む判決を下した。

- 2024 年 3 月 15 日、EU 理事会と欧州議会は、欧州ヘルスデータスペース（European Health Data Space（EHDS））のための規則について、暫定合意に達した。EHDS は、欧州における健康・医療データの利活用のための政策であり、同規則には、健康・医療データの越境移転についての規定も含まれる。同規則は、条文文言最終調整版について正式に承認された後、官報掲載から 20 日後に発効し、発効から原則として 12 ヵ月後に適用が開始される。

- 2024 年 4 月 11 日、欧州司法裁判所は、従前の判決において示された、GDPR82 条 1 項の非財産的損害が認められるための 3 条件を確認した上で、データ主体に権利を付与する GDPR 上の規定の違反は、その人が被った損害の深刻度にかかわらず、それ自体では、82 条 1 項における「非物質的損害」を構成するには不十分であることを意味すると解釈されなければならないとし、また、管理者は、その権限の下で行動する者が失敗したことを根拠に、82 条の適用を免れる旨主張することはできないとの判決事項を含む判決を下した。

- 2024 年 4 月 12 日、ドイツデータ保護会議（DSK）は、ドイツ連邦データ保護法の改正案に対する意見を公表した。同意見では、データ主体のアクセス権行使に対する営業秘密の保護に関する条項が、GDPR23 条に適合せず削除されるべきである等とされている。

- 2024 年 4 月 17 日、欧州データ保護会議（EDPB）は、GDPR64 条 2 項に基づき、大規模オンラインプラットフォームによる、行動ターゲティング広告のための個人データの処理に対する同意に関して、意見を公表した。同意見によれば、大規模オンラインプラットフォームのユーザーが、行動ターゲティング広告のための個人データの処理に同意するか、利用料を支払うかの選択肢しか与えられていない場合、ユーザーの同意は GDPR 上の有効な同意の要件を充足しないケースが多いとされている。

4. 中国

・ 2024 年 4 月 3 日から 6 月 2 日まで、「情報安全技術　個人の請求に基づく個人情報移転要求（意見募集稿）」の意見募集が実施されている。同要求は、中国の個人情報保護法第 45 条（個人情報の移転）に基づいて、個人情報の主体が自身の個人情報の移転を請求することを支援することを目的としており、その請求要件、移転範囲、及び個人情報処理者による処理の際に遵守すべきセキュリティ原則、プロセス、技術要件を明確にし、個人情報主体の請求の利便性と相互運用性を向上させることを試みている。

・ 2024 年 4 月 3 日から 6 月 2 日まで、「情報安全技術　生成型人工知能の事前学習と最適化トレーニングデータのセキュリティ規範（意見募集稿）」の意見募集が実施されている。同規範は、中国の生成型人工知能サービス管理弁法第 7 条に基づき、事前学習や最適化トレーニング等のトレーニングデータ処理活動の規範化を支援することを目的としており、生成型人工知能サービスの開発者による事前学習等のトレーニングデータ処理活動におけるデータの出所等の管理要件を明確にし、生成型人工知能サービスによる他者の知的財産権や個人情報等の侵害可能性を解消し、生成型人工知能サービスの安全性を向上させることを試みている。

・ 2024 年 4 月 3 日から 6 月 2 日まで、「情報安全技術　生成型人工知能データアノテーション安全規範（意見募集稿）」の意見募集が実施されている。同規範は、生成型人工知能の人工アノテーション作業の規範化と標準化を促進し、アノテーションスタッフのアノテーションタスク理解能力を向上させ、アノテーションプロセスの安全性を高め、有害情報、差別情報、虚偽情報等の可能性がある情報を減らし、アノテーションデータの品質と安全性を向上させ、それにより生成型人工知能モデルの有用性、誠実性、無害性を向上させることを目的としている。

5. 香港

・ 2024 年 4 月 2 日、PCPD（香港の個人情報保護委員会）は、「Cyberport 社のデータ侵害事故」に関する調査報告書を公表した。同報告書によれば、PCPD は個人情報を処理する情報通信技術を使用する組織に対し、個人情報保護管理プログラムの策定及びデータ保護責任者の任命、強固なサイバーセキュリティフレームワークの策定、情報システムの適時のリスク評価及びセキュリティ監査の実施、情報セキュリティを重視する会社文化の確立、個人データの適時削除等の措置を推奨している。

6. 台湾

・ 2024 年 4 月 22 日、台湾の映画関連事業を管轄する文化部は、台湾個人情報保護法 27 条 3 項に基づき、「映画事業による個人情報ファイル安全保護計画実施弁法」を公布・施行した。同弁法によれば、消費者の個人情報を 1 万件以上保有する映画事業者（映画製作事業者、映画製作のための機器、施設又は技術を提供する事業者、映画配給事業者、映画上映事業者）は、同弁法に従い個人情報ファイルに係る安全保護計画及び業務終了後の個人情報の取扱規則を制定しなければならない。

7. ベトナム

・ 2024 年 3 月 1 日、公安省は、個人データ保護法の策定に関する 2 つの報告書草案についてパブリックコメントの募集を開始した。このうち 1 つ目の草案は、ベトナム国内における情報セキュリティに対する意識の低さに起因するサイバーセキュリティリスクについて考察している。また、2 つ目の草案は、現在施行されている個人情報保護に関する政令が法律ではなく政令であることから、データ保護に関する規制を統一し、他の法律との矛盾を軽減するために、個人データ保護法の策定が必要であると提言している。

8. タイ

・ 2024 年 3 月 7 日、個人情報保護委員会は、タイエンジニアリング協会と、エンジニアリング分野の個人情報保護法に基づく基準を共同で定義、推進、支援、作成するための覚書を締結したと発表した。

・ 2024 年 3 月 24 日、個人情報保護法第 28 条及び第 29 条に基づく個人データの国外移転に関する下位規則（通知）が施行された。これによって、これまで不明確であった個人情報域外移転のために実施すべき措置の詳細が明らかになった。同規則（通知）については、2024 年 1 月 11 日号の個人情報保護・データ保護規制ニューズレターを参照されたい。

9. インド

・ 2024 年 3 月 15 日、電子情報技術省は、AI ツールの使用及び展開に関する勧告を発表した。同勧告は、同月 1 日に発表された勧告（信頼性の低い人工知能モデル等を使用するには政府の事前の許可等を要すること等を定める勧告）の改訂版である。同勧告では、改訂前の勧告と異なり政府の事前の許可は不要とされたが、勧告の適用対象が全ての AI 仲介業者又はプラットフォームに拡大されることになった。

10. シンガポール

・ 2024 年 3 月 28 日、個人情報保護委員会は、「デジタル環境における子どもの個人データに関する PDPA についてのアドバイザリーガイドライン」を公表した。同ガイドラインは、個人情報保護法の下でのデジタル環境における子どもの個人情報に関する義務を明確にするものである。

・ 2024 年 5 月 7 日、改正サイバーセキュリティ法が国会で可決された。同法は、2018 年サイバーセキュリティ法を改正するものであり、サイバーセキュリティ庁（CSA）の権限が強化され、法令の適用範囲も拡大される。

11. フィリピン

・ 2024 年 4 月 1 日、国家プライバシー委員会は、フィリピンにおける個人情報の保護をさらに強化するための 2 つの通達を公表した。このうち NPC 通達 2023-05 は、フィリピンプライバシーマーク認証プ

ログラムに参加する組織及び認証機関の前提条件を概説するものであり、NPC 通達 2023-06 は、政府及び民間部門における個人情報のセキュリティに関する最新の要件を規定するものである。

12. マレーシア

・ 2024 年サイバーセキュリティ法案が、2024 年 3 月 27 日にマレーシア国会の下院で可決され、同年 4 月 3 日に上院で可決された。

13. トルコ

・ 2024 年 3 月 12 日、個人データ保護法の改正が公布され、6 月 1 日より施行予定である。主な改正事項は以下のとおり。

① 要配慮個人データにつき、本人の同意なく取扱いが許容される事由の追加
法に列挙された例外事由（GDPR 上の例外事由と類似）に該当すれば、要配慮個人データの種類を問わず本人同意なしに取り扱うことが可能となる。

② 域外移転に関する以下の規定の整備
- 十分性認定について、4 年毎の見直しの法定、十分性認定にあたっての考慮要素が追加される。
- 十分性認定がない国・地域への越境移転の場合、以下のいずれかの適切な保護措置（appropriate safeguards）に基づく移転が許容される。
  - 外国の公的機関・団体又は国際機関と、トルコ国内の公的機関・団体等との間で合意があり、個人データ保護委員会（Personal Data Protection Board）による移転の承認がある場合
  - 個人データ保護委員会によって承認された拘束的企業準則がある場合
  - データの種類、移転の目的、移転先、移転先が講じる技術上及び行政上の措置の内容並びに要配慮個人データに係る追加的措置の内容に関する定めを含む、個人データ保護委員会によって公表される standard contract がある場合 1
  - 十分なデータ保護を確保するための規定を含む書面による合意があり、個人データ保護委員会による移転の承認がある場合
- 十分性認定も上記の適切な保護措置もない場合については、法律に列挙されたいずれかの場合（GDPR49 条 1 項と類似）に限って域外移転が許容される。

③ 個人データ保護委員会が下した過料に対する裁判所への異議申し立ての新設

14. 南アフリカ

・ 2024 年 3 月 26 日、南アフリカの情報規制当局（Information Regulator）は、個人情報保護法（Protection of Personal Information Act）及び情報アクセス促進法（Promotion of Access to

---

1 ただし、GDPR の標準的契約条項（standard contractual clauses）とは異なり、standard contract については 5 営業日以内に個人データ保護庁（Personal Data Protection Authority）に届け出る必要があり、届け出ない場合には管理者及び処理者に過料が科される。

Information Act）の遵守及び執行の状況を公表した。情報規制当局は、南アフリカの信用情報提供機関の Trans Union、南アフリカ警察及び大手薬局チェーンである Dis-Chem の個人情報保護法違反に関する執行を検討中であるほか、独立選挙委員会（Independent Electoral Commission）等数社に対して違反調査も実施している。

15. セーシェル共和国

・ 2023 年 12 月 22 日、データ保護法（the Data Protection Act, 2023）が施行された。同法では、規制当局となる情報委員会（the Information Commission）の設置、個人データの管理者及びデータ処理者の義務、個人データ主体の権利等について規定されている。同法に違反した場合の執行に関しては、上記施行日から 18 ヶ月間の猶予が付されている。

16. カナダ

・ 2024 年 2 月 26 日、カナダ連邦政府は、カナダ初の連邦オンライン コンテンツ モデレーション レジームを確立する「オンラインハームズ法」を制定する法案 C-63 を提出した。この法案では、①同法の管理及び執行を任務とする（i）デジタル安全委員会（Digital Safety Commission）、オンライン上の安全性に関する公共の利益を保護する（ii）デジタル安全オンブズマン（Digital Safety Ombudsperson）、及び、これらを支援する（iii）デジタル安全事務局（Digital Safety Office）の設立や、②有害なコンテンツにユーザーがさらされるリスクを軽減するための適切な措置を実施し、安全計画をデジタル安全委員会に提出することを含め、ソーシャルメディアサービスの運営者の義務等について規定されている。

・ ケベック州は、2023 年 4 月に採択された「健康及び社会的サービス情報に関する法律」（未施行）に基づき、2024 年 2 月 21 日に同法の一部規定の適用に関する規則案、2024 年 3 月 6 日に健康及び社会的サービス情報のガバナンスに関する規則案を公表した。

17. オーストラリア

・ 2024 年 2 月 20 日、イギリス政府とオーストラリア連邦政府は、両国がそれぞれのオンライン安全体制を強化するための二国間協力を意味するオンライン安全・セキュリティ覚書（MoU）に共同署名した。この覚書は、拘束力のある義務はないが、両政府がデジタルオンラインの安全性とセキュリティの問題を幅広く網羅することを意図した初めての取決めである。

・ 2024 年 3 月 27 日、デジタル ID 検証スキームを導入するデジタル ID 法案 2023 が上院で可決され、今後下院に差し戻される。この法案は、オーストラリアにおけるデジタル ID の利用可能範囲を州政府や準州政府、民間企業にまで拡大するものであり、個人はスマートウォレットを使用して、証明書を選択した ID アプリにリンクすることができる。認定事業者は、同法の施行から 2 年以内にこの制度の試用を申請することができ、銀行やクレジットカード事業者による利用が期待される。

18. ニュージーランド

・ 2024 年 4 月 10 日、ニュージーランドのプライバシー・コミッショナーは、公聴会のために、新しい生体認証プロセス・プライバシーコードの公開草案を公表し、意見募集が 5 月 8 日まで行われた。この規則は、Privacy Act 2020 に基づき、企業や組織が生理学的及び行動学的生体認証や生体認証サンプル（指紋、顔認識、音声録音、その他の生体認証識別子等）を含む生体情報を収集、使用、保存、開示する方法に関する包括的な規則を確立することを目的としている。

19. ブラジル

・ 2024 年 4 月 9 日、子どもと青年の権利に関する国家審議会（CONANDA）は、デジタル環境における児童と青少年の権利の保護を規定する決議を公表した。同決議は、オンライン上での未成年者保護の基本原則、未成年者のプライバシーデータ保護の権利、及び、既存の法令に従ったデジタル環境における未成年者の権利侵害に対する未成年者に製品やサービスを提供する企業の責任等を規定している。

・ 2024 年 4 月 17 日、ブラジルのデータ保護当局（ANPD）は、リスクの高い個人情報の処理に関するガイダンスの草案を公表し、5 月 16 日まで意見募集を行っている。同ガイダンスは、個人データの処理が高リスクになる場合として、（i）個人データの処理が大規模に行われ、かつ機密情報又は児童や青少年に関するデータを含む場合及び（ii）先端技術や革新的技術の利用により、データ主体の権利利益に重大な影響を与える場合のいずれの要件も満たす場合とし、各要件について詳述している。

・ 2024 年 4 月 26 日、ブラジルのデータ保護当局（ANPD）はデータ侵害通知規則を承認する 2024 年 4 月 24 日第 15 号決議を公表した。同規則は、管理者に対し、データ主体に甚大なリスクや損害が生じ得るようなデータ侵害が起こった場合には、管理者がデータ侵害を認識した日から 3 営業日以内に（小規模処理者は 6 営業日以内に）、ANPD 及びデータ主体に通知をする義務を課しているほか、データ侵害通知の内容や作成方法等を定めている。

20. チリ

・ 2024 年 3 月 26 日、サイバーセキュリティと重要インフラに関する枠組みを制定する法律が施行された。同法律は、公的か民間かを問わず、重要インフラに影響するサービスの提供者に適用され、エッセンシャルサービス提供者又は死活的重要性のある運営者（Operators of Vital Importance）として定義されている。同法律の適用対象となる組織は、（i）サイバーセキュリティ・インシデントの予防、報告、解決を目的とした恒久的な対応策を導入することや、（ii）重大なサイバー攻撃やサイバーセキュリティ・インシデントが発生した場合には、できるだけ速やかに、国家コンピューターセキュリティーインシデント対応チーム（National Computer Security Incident Response Team （CSIRT））に報告すること等が義務付けられている。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は N&A ニューズレター　配信申込・変更フォームよりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーはこちらに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com